

○鶴岡市景観計画に係る行為の制限等に関する条例

平成20年3月26日

条例第17号

改正 平成25年9月19日条例第37号

令和5年3月23日条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画に係る行為の制限その他必要な事項を定めることにより、建築物等の適正化を図り、もって本市の歴史と文化を基盤とし、自然、風景と調和した美しい景観の形成を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(景観計画の策定等)

第3条 市長は、市の全域について、良好な景観の形成に関する基本的かつ総合的な計画として、法第8条第1項の規定により景観計画を定めるものとする。

2 市長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、鶴岡市景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(景観計画への適合)

第4条 法第16条第1項の規定により建築物の建築等又は工作物の建設等の届出をしようとする者は、当該建築物又は工作物を景観計画に適合させなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し、当該建築物又は工作物を景観計画に適合させるよう協力を要請するものとする。

(一部改正〔令和5年条例10号〕)

(追加行為)

第5条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為（以下「追加行為」という。）は、規則で定める特定の地区を対象とする行為とする。

2 市長は、追加行為及び特定の地区を定めようとするときは、あらかじめ、鶴岡市都市計画審議会及び鶴岡市景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 追加行為に係る法第16条第1項の条例で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び

住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに行為の完了予定日とする。

- 4 追加行為に係る法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により当該追加行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

（一部改正〔令和5年条例10号〕）

（適用除外行為の追加）

第6条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為（前条の特定の地区における法第16条第1項第1号及び第2号に規定する行為を除く。）は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転で、次のいずれにも該当するもの

ア 建築面積（増築にあつては、増築後の建築面積）が500平方メートル以下のもの

イ 高さ（増築にあつては、増築後の高さ。第4号において同じ。）が13メートル以下のもの

ウ 当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの

- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕又は模様替で、次のいずれにも該当するもの

ア 建築面積が500平方メートル以下のもの

イ 高さが13メートル以下のもの

ウ 当該行為による外観の変更の範囲が当該外観の2分の1以下であるもの

- (3) 建築物の色彩の変更で、次のいずれかに該当するもの

ア 建築面積が500平方メートル以下で、かつ、高さが13メートル以下のもの

イ ア以外の建築物で、色彩の変更に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの

- (4) 工作物の新設、増築、改築又は移転で、当該工作物の高さが15メートル以下のもの（太陽光発電施設のうち、当該施設に係る太陽光発電パネルの面積の合計（当該施設の所有者の相違にかかわらず、他の太陽光発電施設と一団となるものにあつては、当該一団となる太陽光発電施設に係る太陽光発電パネルの面積との合計）が500平方メートルを超えるもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備に該当するもので、建築物の屋上等に設置するものを除く。）を除く。）

- (5) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、次のいずれにも該当するもの

ア 高さが15メートル以下のもの

イ 外観の変更の範囲が当該外観の2分の1以下であるもの

(6) 法第16条第1項第3号に定める行為

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為

(一部改正〔令和5年条例10号〕)

(計画内容の事前公開)

第7条 法第16条第1項に規定する行為の届出をしようとする者は、その届出の前に規則で定めるところによりその行為の計画内容を公開し、近隣住民に対し周知を図らなければならない。

(景観計画に基づく行為の完了等)

第8条 法第16条第1項の規定による行為の届出をした者(次条において「届出者」という。)は、その行為が完了したとき又はその行為を取りやめたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(維持管理)

第9条 届出者又はその建築物若しくは工作物を管理する者は、届出後も建築物又は工作物の適正な管理に努めなければならない。

(特定届出対象行為)

第10条 法第17条第1項に規定する条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為(同条第7項に掲げる行為を除く。)とする。

(勧告の手続等)

第11条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(届出対象外行為に係る要請)

第12条 市長は、法第16条第1項各号に掲げる行為(同項の規定による届出を要する行為を除く。)をしようとする者又はした者に対し、当該行為が景観計画に適合しないと認めるときは、必要な措置をとることを要請することができる。

(景観審議会)

第13条 良好な景観の形成を図るため、鶴岡市景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、景観の形成に関して調査審議する。
- 3 審議会は、委員16人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 関係行政機関の職員
  - (3) 市民の代表者
- 5 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 6 臨時委員は、市長が委嘱し、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(一部改正〔平成25年条例37号〕)

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。ただし、第3条及び第13条の規定は、公布の日から施行する。

(旧鶴岡市大規模建築物等の景観に関する条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 旧鶴岡市大規模建築物等の景観に関する条例（平成17年鶴岡市条例第229号。以下「旧鶴岡市景観条例」という。）

(2) 旧羽黒町景観保全条例（平成17年鶴岡市条例第230号。以下「旧羽黒町景観条例」という。）

(経過措置)

- 3 市長は、旧鶴岡市景観条例第6条第1項又は旧羽黒町景観条例第6条第1項に規定する届出に係る行為が景観計画に適合しないと認めるときは、その者に対し必要な措置を講ずるよう指導し、勧告することができる。

附 則（平成25年9月19日条例第37号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の鶴岡市表彰条例第8条第1項の規定、第2条の規定による改正後の鶴岡市個人情報保護条例第38条第2項の規定、第3条の規定による改正後の鶴岡市生活安全条例第5条第5項の規定、第4条の規定による改正後の鶴岡市交通災害共済条例第12条第2項の規定、第5条の規定による改正後の鶴岡市住居表示審議会条例第3条第2項の規定、第6条の規定による改正後の鶴岡市予防接種対策委員会条例第3条第2項及び第7条第2項の規定、第7条の規定による改正後の鶴岡市環境審議会条例第3条第2項の規定、第8条の規定による改正後の鶴岡市廃棄物減量等推進審議会条例第3条第2項の規定、第9条の規定による改正後の鶴岡市農村地域工業等導入審議会条例第3条第2項の規定、第10条の規定による改正後の鶴岡市下水道使用料等審議会条例第3条第2項の規定、第11条の規定による改正後の鶴岡市水道事業経営審議会条例第3条第2項の規定並びに第12条の規定による改正後の鶴岡市景観計画に係る行為の制限等に関する条例第13条第4項の規定は、この条例の施行の日以後にこれらの規定により行う委員又は幹事の委嘱について適用する。

附 則 (令和5年3月23日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第6条第4号の規定は、この条例の施行の日以後に行われる行為について適用し、同日前に行われる行為については、なお従前の例による。